

経済財政運営と改革の基本方針2019 (外国人材の活用記載箇所抜粋)

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

5. 重要課題への取組

(3) 外国人材の受入れとその環境整備

① 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進

新たな在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」による外国人材(以下「特定技能外国人材」という。)を円滑かつ適正に受け入れる。

特定技能外国人材等が大都市圏等に過度に集中しないよう、地域差や分野ごとの特性等を踏まえた地方での就労を促進するための強力な対策を講ずるとともに、地方自治体等が運営する一元的相談窓口の整備促進など、地方の受入れ環境整備を進める。

悪質な仲介事業者の排除等を目的とした二国間の協力覚書の作成を推進するとともに、その実効性を確保する。あわせて海外における日本語教育基盤の充実を図る。

国際会議の開催を含め、関係国等との情報交換の枠組みを構築し、連携強化を図る。

地域における継続的な外国人材の受入促進のため、一定の要件を満たす所属機関等を対象に、本人に代わりオンラインで在留関係諸申請手続を行えるようにする。